

浜松市農業委員会農地法第3条第1項第13号の規定による届出事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が行う、農地法第3条第1項第13号の規定による届出(以下「届出」という。)の事務処理について必要な事項を定める。

(指導)

第2条 届出書が提出されたときは、届出者に対し届出を農業委員会において適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを十分説明し、受理通知書の交付があるまでは事実上権利取得が行われたと等しい行為を行わないよう指導するものとする。

(審査)

第3条 届出書が提出されたときは、当該届出書に係る農地等の権利取得が、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が農地売買等事業の実施により農地等の権利を取得するものであるか、届出書の法定記載事項及び、添付書類を確認し、その届出が適法であるか審査するものとする。

(届出の専決処理)

第4条 農業委員会事務局長は受理すべき届出(第6条に係る届出を除く)について速やかに受理の決定をし、その旨を届出者に通知するものとする。

(総会への報告)

第5条 農業委員会事務局長は届出について専決処理をした当該事案について農業委員会総会(以下「総会」という。)へ報告するものとする。

(総会による決定)

第6条 総会において決定するものは次の各号に掲げるものとする。

なお、この場合にあっても受理書の到達があった日から40日以内に、受理又は不受理の通知書が届出者に到達するように事務処理するものとする。

(1)届出に係る農地等の権利取得が、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が農地売買等事業の実施によって行われるものでない場合。

(2)権利を設定し、又は移転しようとする者が届出に係る農地等につきなんら権限も有していない場合。

(3)届出書に添付すべき書類の添付が無い場合。

(4)届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会会長が定める。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。